

第 16 章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

官公需受注に関する情報サイト

1 官公需情報ポータルサイト（中小企業庁）

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している発注情報を収集、中小企業・小規模事業者が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <https://www.kkj.go.jp/>

2 北九州市技術監理局契約部ポータルサイト

北九州市の入札・契約情報等を検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

【問い合わせ先】

1：中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL 03-3501-1669
2：北九州市技術監理局契約部	
制度・業者登録など 契約制度課	TEL 093-582-2545
工事入札契約案件 契約課【工事】	TEL 093-582-2256
物品入札契約案件 契約課【物品】	TEL 093-582-2017

国の補助金等情報サイト

ミラサポ plus では、中小企業事業者・小規模事業者の皆様に、中小企業支援施策（制度）を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。



サイト URL <https://mirasapo-plus.go.jp/>

【問い合わせ先】

ミラサポ plus コールセンター TEL 050-5370-4340

中小企業等経営強化法に基づく支援

～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～

中小企業等経営強化法は、中小企業・小規模事業者等の経営力向上を図るため、「経営力向上計画」を策定し国の認定を受けた企業に対し、税制や金融支援などの特別措置を行うものです。

なお、（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センターは、経営革新等支援機関に認定されており、経営力向上計画の作成支援をはじめ、経営課題解決のためのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

◆STEP1 経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の経営力を向上させるための取組内容を記載した事業計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取り組み等を記載します。策定にあたっては、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

◆STEP2 担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。

◆STEP3 税制・金融などの支援措置

新たに取得した一定の設備について支援措置を受けることができます。

【税制措置】

- 中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、即時償却または最大で10%の税額控除が可能
- 中小企業事業再編投資損失準備金の活用により、株式取得時の準備金積み立て（取得額の一定割合の損金算入）
- 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減

【金融支援】

- 特定事業者向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
- 特定事業者等向け（特定事業者除く）：（独）中小企業基盤整備機構の債務保証 など

【問い合わせ先】

★詳細な手続きや要件等については、中小企業庁ホームページよりご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター

国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンターでは、大学の研究活動の強化を図るべく国際産学連携活動の推進等に取り組むほか、産学連携を推進するべく技術相談や共同研究等の組成支援、技術移転などに取り組んでいます。

研究能力強化	学内の研究強化	大学の研究活動の調査・分析・評価・広報に取り組み、研究能力の強化と特徴的な研究活動の先鋭化等に取り組んでいます。
	国内外の連携研究プロジェクト	学内外の連携研究プロジェクトの企画・立案を行うほか、海外研究機関等との国際産学連携活動の推進に取り組んでいます。
産学連携支援	情報発信	ホームページ、メールマガジン、出展事業等で各種セミナーやシンポジウム、技術シーズ等の情報発信を行っています。
	産学官の交流の場づくり	大学の技術シーズ等を紹介する「技術シーズ移転セミナー（仮称）」を開催しています。
	技術相談	企業の皆様から技術課題の相談を受けつけています。
	共同研究等の組成支援	企業と本学の研究者の共同研究・受託研究等のコーディネートを行います。
技術移転	技術移転	本学が生み出した特許のライセンスに関する相談や契約手続き等を支援しています。
	ベンチャー支援	インキュベーション施設の運営を通じて、ベンチャー企業を支援します。

【問い合わせ先】

国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター
〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町1-1 TEL 093-884-3485 FAX 093-881-6207

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ccr.kyutech.ac.jp/>



北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター

北九州工業高等専門学校地域共同テクノセンターは、地域産業の振興、新製品開発を積極的に支援するために地場企業との連携をサポートします。

共同研究	本校の教職員と企業等の研究者が在職のままで、共通の課題について共同で研究を進めます。
受託研究	企業等から委託を受け、企業等に代わって本校の教員が研究を行います。
技術相談	技術相談部門で受け付けます。また、技術者の再教育や研修を行います。
施設利用	本校が所有する加工設備を利用できます。

【問い合わせ先】北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター（総務課 研究支援係）

〒802-0985 北九州市小倉南区志井5-20-1

TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7214 URL <https://www.kct.ac.jp>

公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター

北九州市立大学地域産業支援センターは、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応する『大学の相談窓口』として、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。

技術相談	環境技術研究所等が相談に対応します。
経営相談	地域戦略研究所等が相談に対応します。
研究開発	技術相談から共同研究課題を発掘して、実りのある産学連携を実現します。
施設利用	大学の豊富な計測・分析機器および加工設備が利用できます。
情報提供	大学独自のネットワークを活用したセミナー等により、新しい視点を発信します。

【問い合わせ先】 公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター事務局
〒 808-0135 北九州市若松区ひびきの 1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368
E-mail kikaku@kitakyu-u.ac.jp

福岡県工業技術センター

「地域企業の発展を支援する実践的研究開発機関」として、県内中小企業等からの技術相談対応・依頼試験の実施や、センターの研究成果をベースとした製品開発など、地域企業を技術面から支援しています。

〈技術支援研究機関〉

機械電子研究所	金属系材料及び機械・電子関連技術の研究・相談 所在地 北九州市八幡西区則松 3-6-1 TEL 093-691-0231 (技術総合支援室)
化学繊維研究所	繊維及び有機・無機材料関連技術の研究・相談 所在地 筑紫野市上古賀 3-2-1 TEL 092-925-7402 (技術総合支援室)
生物食品研究所	食品及びバイオテクノロジー関連技術の研究・相談 所在地 久留米市合川町 1465-5 TEL 0942-30-6213 (技術総合支援室)
インテリア研究所	生活・住環境関連技術の研究・相談 所在地 大川市上巻 405-3 TEL 0944-86-3259 (技術総合支援室)

〈事業（支援内容）〉 それぞれの研究機関が各専門分野で次の事業を行っています。

研究開発	企業や市場のニーズを踏まえ、新製品・新技術の開発から企業での事業化までの実践的研究開発を推進します。
人材育成	生産現場のものづくりを担う人材や新たな技術を開発する人材の育成を目指し、関連団体等とも連携して研修などを行います。
技術相談	企業の抱える課題やニーズを把握し、研究開発事業や試験分析などへの開発を含めた、きめ細やかな支援を行います。
情報収集・提供	企業現場への積極的な訪問等により業界状況を把握するとともに、技術や研究成果、補助金やセミナー等の情報発信を行います。
技術交流	技術研究会の運営、産学官交流・連携の促進により、研究開発プロジェクトの創出や関連機関との連携を図ります。
試験分析	新たな製品化、事業化につながる試験分析を行います。設備を使用することができます。
コーディネート	研究開発だけにとどまらず、それぞれのステージに合った総合的支援を行うために、関係機関と連携・協力して企業の発展を支援します。

【問い合わせ先】 福岡県工業技術センター 企画管理部
〒 818-8540 筑紫野市上古賀 3-2-1 TEL 092-925-5977 FAX 092-925-7724
URL <https://www.fitc.pref.fukuoka.jp/> E-mail joho@fitc.pref.fukuoka.jp

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

ロボット・DX推進センター

概要

「ロボット・DX推進センター」は、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入やDX（IoT）の導入や業務のデジタル化等からビジネスモデルの変革まで推進をワンストップで支援するために、令和4年4月に開設しました。

「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取り組みを通じてロボット導入やDX推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援します。

また、地域企業と高等教育機関、金融機関等との連携を促進し、地域産業の高度化を目指します。

場所

北九州学術研究都市（技術開発交流センター1F）



センターの取組み

ワンストップで支援

ロボット導入支援

DX推進支援

導入支援（無料相談、現場訪問、伴走支援） P34 参照

企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。
FAIS コーディネーターや市内企業などの専門家無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目の無い伴走支援を実施
事例紹介や Sler 企業・大学等の紹介、連携など幅広くサポートします。

操作体験（ロボット・デジタル展示） P34 参照

ロボット、デジタル機器のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。
コーディネーターが丁寧に説明します。

人材育成 P35 参照

経営者向けスクール、現場リーダー向けスクール、地元大学生の専門知識を活用したインターンシップ
など、多様な人材育成メニューを用意し、中小企業を支援します。

導入補助金 P36 参照

産業用ロボット・デジタル化・DXに係る各種補助金を準備
企業のロボット導入・DX推進の段階に応じたきめ細やかな支援を行います。
※研究開発補助も実施します。

集いの場、産学官連携、情報発信 P34 参照

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出
（地域企業のニーズや Sler、九工大のシーズの情報共有を促進）
交流会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。



DX推進プラットフォーム・Sler ネットワーク P37 参照

当センターに関連する支援内容の詳細は P33～P37 をご確認ください。

【問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北 8-1 技術開発交流センター 1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター

北九州市東京事務所は、交通に便利な有楽町駅前の東京交通会館6階にあります。

事務所は、「土曜日開所」「Free-WiFi完備」「50名規模が使用できるスペース」という利便性を有しております。北九州市に御縁のある企業・個人であれば、どなたでもご利用いただけます。

■ご利用例：営業の合間の立寄り、商談場所、会社説明会、セミナー、採用会場（試験・面接）等

ご利用に関するお問い合わせ、ご予約についてはお気軽に東京事務所までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事務所の開所日等を変更する場合がありますので、一度お問い合わせください。

【北九州市東京事務所】

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 階
(JR「有楽町駅」中央口・京橋口より徒歩1分、
地下鉄「有楽町駅」D8 出口から直結)

開所時間：9:00～17:45（月～土曜日）

※土曜日が祝日の場合はお休み



【問い合わせ先】

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター TEL 03-6213-0093

司法書士総合相談センター

福岡県司法書士会が開設した窓口で、相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、成年後見など、司法書士が相談に応じます。個人だけでなく、自営業者等の中小企業の相談も受け付けています。

無料電話相談	月曜日～金曜日（祝日除く） 18 時～ 20 時 TEL 0570-783-544
司法書士紹介	月曜日～金曜日（祝日除く） 10 時～ 16 時 TEL 0570-783-544 事案に応じて司法書士を紹介します。 費用については、事務所ごとに決まっていますので、直接お尋ねください。

【問い合わせ先】 福岡県司法書士会北九州支部
〒 803-0817 北九州市小倉北区田町 11-10 オークラ田町ハイツ 202 号
TEL 093-571-8445

福岡県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業の組合設立や運営など、組織化支援を行う団体です。その他、組合制度を活用した創業、BCP 策定支援など、企業が連携して行う活動を支援します。

- 協同組合・企業組合などの設立・運営支援
- 弁護士や税理士等による個別専門指導
- 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進
- 中小企業組合等課題対応支援事業の実施・支援
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成
- 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援
- 「BCP」及び「事業継続力強化計画」の策定支援
- 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催
- 企業組合制度を活用した創業・起業支援
- 組合等が行う研修会等への経費支援
- 中小企業及び組合に関する調査・研究
- 各種共済制度の申込窓口設置
- 機関誌・ホームページ・Eメールによる情報提供

組合等に対し、問題解決のための調査及び対策の実現化等にかかる費用を補助（詳細は次のとおり）

補助事業名	内 容	補助割合
中小企業組合等活路開拓事業	組合等を中心に共同して調査研究、ビジョン策定、事業化・試作品開発等実現化に向けた支援	6/10 以内
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤としたネットワークシステムの構築、アプリケーションの開発並びにこれらの計画立案や提案依頼書の作成支援	6/10 以内

【問い合わせ先】 福岡県中小企業団体中央会 北九州支所
〒 802-0082 北九州市小倉北区古船場町 1 番 35 号 北九州市立商工貿易会館 6 階
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469
URL <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>

第16章 ご利用ください（役立制度・各種機関）

北九州市の国家戦略特区について

「国家戦略特区」は、国が区域を指定して、規制緩和や事業者への支援を進めることにより、ビジネスがしやすい環境を創出するための制度です。北九州市は、2016年に市全域が指定されました。

○北九州市が活用している規制緩和・事業者への支援メニュー（主なもの）

北九州市は、高齢化社会への対応や創業・雇用創出、近未来技術分野を中心に、規制緩和や事業者支援に係る特区メニューを活用しています。

先進的介護・高齢者活躍拠点の形成

特区活用
全国初！

介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実験

市内の介護施設で、介護ロボットの開発・導入の実証実験を実施。

特区活用
全国初！

シニア・ハローワークの設置

50歳以上の求職者を重点的に支援。



近未来技術の開発・実証拠点の形成

電波法・特定実験試験局免許の迅速な取得

電波を活用した実証実験を行う際、迅速な免許発給が可能。

北九州高度産業技術実証
ワンストップサポートセンター

研究主体による自動走行、小型無人機、電波利用の実証実験が円滑に実施できるよう、ワンストップでサポート。



創業・雇用創出拠点の形成

外国人創業活動促進事業



外国人の起業に必要な要件（資本金・雇用人数、事業所）を半年間猶予し、その後、さらに最長1年間、コワーキングスペース等も事業所として認めることで創業がより円滑に。

特区活用
全国初！

海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

海外の大学を卒業後、日本での就職を目指して来日した外国人留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続を支援。

開業ワンストップセンター/雇用労働相談センター

開業に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請や相談をワンストップで対応。

また、スタートアップ企業を中心に、雇用主や労働者からの相談に弁護士等が対応。



外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援し、企業のダイバーシティの取組を応援！

特例活用のメリット

「高度人材外国人受入促進事業」をご活用いただくことで、「+10点」の特別加算により、「高度専門職」の許可を取得※しやすくなります。※合計70点以上

<在留資格の比較>

出入国管理上の優遇措置あり

	技術・人文知識・国際業務	高度専門職
在留期間	中小企業は当初1年更新 (上場企業等は5年更新)	5年更新
永住許可要件	在留歴10年	在留歴3年(70点以上) 在留歴1年(80点以上)
親の帯同	×	○
配偶者の就労	週28時間以内の資格外活動のみ	「技術・人文知識・国際業務」「研究」「教育」「興行」分野
入国管理局での在留手続き優先処理	×	○

<ポイント計算イメージ>

項目	要件	点数
学歴	日本の大学・大学院卒業	10点
	修士号	20点
職歴	3年以上5年未満	5点
年齢	30歳未満	15点
年収	400～500万円	10点
特別加算	特区特例	10点
合計		70点

<対象>

下記の財政支援を受けている市内企業で就労する高度外国人材で、在留資格の更新・変更・新規取得の申請をする方

- グリーンアジア国際戦略総合特区における固定資産税の課税免除（P.28）
- 北九州市環境未来技術開発助成（P.68）
- 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金（P.88）

申請方法等の詳細は、ホームページをご確認ください。（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/28500203.html>）



これら以外にも、国が制度化しているメニューを活用することができます。

また、新たな規制緩和を、国へ提案することもできます。

もし、事業実施にあたり、国の規制による「お困りごと」がありましたら、ご相談ください。

【問い合わせ先】

北九州市 企画調整局 地方創生 SDGs 推進部 企画課 TEL 093-582-2904 FAX 093-582-2176

SDGs（持続可能な開発目標）について

1 SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs とは、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの世界共通の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）から構成され「誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、すべての国々が取り組んでいます。

北九州市は、公害克服の経験で培われた技術力や市民力を生かし、環境国際協力からビジネスに繋げるなど様々な分野で SDGs を先取りする取り組みを行ってきました。これらの取り組みは、国の「SDGs 未来都市」への選定をはじめとして、国内外から高い評価を受けています。



SDGs 未来都市選定



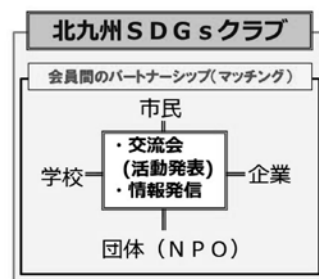
SDGs 推進に向けた世界のモデル都市選定



地方・地域政府フォーラム（ニューヨーク）での発表

2 北九州 SDGs クラブについて

SDGs の達成のためには、産学官民による幅広い活動の推進が不可欠です。北九州市では、SDGs に関連する活動に取り組んでいる、又は関心をもっている団体・企業・個人等が参加できる組織「北九州 SDGs クラブ」を創設し、会員同士の交流や情報交換、会員間が連携した取り組みの実施や会員金融機関による支援などを通じて、各々の活動の活性化を目指しています。



(1) 加入について

- ・SDGs に取り組む、または関心のある企業・団体・学校・個人等
- ・会費は無料

※詳細、会員登録等については、HP をご覧ください。<https://www.kitakyushu-sdgs.com/>

(2) プロジェクトチーム

プロジェクトチームとは、北九州 SDGs クラブ会員（以下、クラブ会員）が地域課題の解決のため、趣旨に賛同する他のクラブ会員と連携して活動するチームのことです。

クラブ会員は、解決したい課題などに基づき、共通の認識を持つクラブ会員を募り、連携することにより、活動の幅を広げることができます。SDGs クラブは、会員のマッチングや情報発信をサポートします。

プロジェクトチームを推進することで「地域課題の新たな解決モデル」の創出を目指します。



※詳細、現在活動中のプロジェクト等については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00011.html

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

(3) SDGs 経営サポート

北九州 SDGs クラブでは、金融機関と連携し、会員企業が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「SDGs 経営サポート」を実施しています。

北九州 SDGs クラブの会員である金融機関のご協力のもと、会員企業のみなさまのご依頼をワンストップで受付け、様々なニーズやシーズにお応えします。

【各金融機関による様々なサポート内容】

- ・自社の技術やサービスを SDGs に役立てるための連携先を探したい
- ・SDGs に取組みたいが、何から始めていいのかが相談したい
- ・労務管理を見直し、働き方改革をしたい
- ・海外展開のサポートを依頼したい

【参加金融機関一覧（R4.3 現在）】 ※ 50 音順

	金融機関名		金融機関名
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11	株式会社広島銀行
2	アクサ生命保険株式会社	12	株式会社福岡銀行
3	株式会社北九州銀行	13	福岡ひびき信用金庫
4	住友生命保険相互会社	14	株式会社みずほ銀行
5	損害保険ジャパン株式会社	15	三井住友海上火災保険株式会社
6	第一生命保険株式会社	16	株式会社三井住友銀行
7	東京海上日動火災保険株式会社	17	三井住友信託銀行株式会社
8	株式会社西日本シティ銀行	18	三井住友ファイナンス&リース株式会社
9	株式会社日本政策金融公庫	19	株式会社三菱 UFJ 銀行
10	日本生命保険相互会社	20	明治安田生命保険相互会社

※詳細、サポート利用方法等については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00006.html

3 北九州 SDGs 登録制度について

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGs や脱炭素の取組みは不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつあります。

そのような中、本制度は、SDGs の達成に寄与する企業等の取組内容等を「見える化」し、地域の SDGs の取組みの誘発・加速を図ります。

その結果、多くの企業等が SDGs や脱炭素の視点を経営に取り入れることで持続可能な成長につながっていただき、それを以って、地域の自律的好循環（※）の実現を目指します。

（※）自律的好循環

地域の企業や金融機関、地方公共団体等が連携し、地域における SDGs 達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながら、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

(1) 対象

市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業・団体

※教育機関、個人事業主含む

(2) 登録の要件

SDGs クラブに加入している企業等が、下記の 3 要件を満たすことが必要

※ SDGs クラブ未加入の企業等は、登録時に加入

【様式 1】SDGs 達成に向けた取組状況（チェックシート）

・「経済・社会・環境」を網羅した 12 項目を原則全て記載

【様式 2】SDGs 達成に向けた宣言書

・「経済・社会・環境」の三側面に関連して重点的に取り組む内容を宣言

【様式 3】地域課題への取組み（随時追加）

・市が示す「企業等が参画可能な取組一覧」の中から、参画する取組を選択

(3) 登録のメリット（随時追加）

- ① 企業等の取組みの発信・PR 【例】市 HP での登録内容の公開
- ② 公共調達等における優遇措置
 - 北九州市総合評価落札方式（工事）における加点
 - まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の融資対象
- ③ 「SDGs 経営サポート」参加金融機関による支援
- ④ 北九州 SDGs マークの利用

※詳細については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html

4 北九州 SDGs 未来都市アワードについて

北九州 SDGs 未来都市アワードとは、SDGs 及び ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組む活動者の意欲の向上と、本市におけるこれらの活動をより一層発展させることを目的とし、SDGs の達成に貢献する「持続可能な社会づくり」やそれを担う「人づくり」活動を表彰するものです。

(1) 対象者

北九州市内を中心に SDGs・ESD の普及に貢献し、SDGs 達成に寄与する活動を展開している企業・団体・学校の活動。

(2) 表彰部門（令和 3 年度）

- ①市民部門 ②企業部門

※受賞企業は、北九州市中小企業融資制度「⑫まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」（P.15）の申込対象になります。

(3) 募集期間（予定）

令和 4 年 7 月～令和 4 年 10 月頃（表彰式は令和 5 年 3 月頃）

※詳細については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0613.html

【問い合わせ先】

1～3 ：	北九州市企画調整局企画課	TEL 093-582-2302	FAX 093-582-2176
4 ：	北九州市環境局総務政策部環境学習課	TEL 093-582-2784	FAX 093-582-2196

働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口

1 九州労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター（北九州市小倉南区曾根北町1番1号）

悩みやストレスに伴う心身の不調を抱える勤労者のための相談機関です。医学的に問題の無い方の相談を積極的に受け付けております。通常の診察とは異なりますので、投薬や検査などは行いません。各種保険は適用されません。初回相談は無料、2回目以降は有料です。

○個別相談 予約制 TEL 093-475-9626 までお問い合わせください。

※その他、職場でのメンタルヘルス研修や体制整備づくりのご相談も承ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c_mental.html

2 福岡産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）

働く人の「こころ」と「からだ」の健康保持増進活動をサポートするため、無料で産業保健サービスを提供します。

○福岡産業保健総合支援センター（産業保健スタッフ向けのサービス）

産業保健スタッフからのメンタルヘルス相談対応、産業保健スタッフ向けの研修、職場のメンタルヘルス対策取組み支援・管理監督者向けメンタルヘルス教育研修（デモンストレーション）など。

○地域窓口（地域産業保健センター）（小規模事業場向けのサービス）

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者・労働者からのメンタルヘルス相談対応など。

※メンタルヘルスを含む、労働安全衛生に関する様々な相談への対応について情報発信しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。URL <http://www.fukuokasanpo.jp/>

【問い合わせ先】

○福岡産業保健総合支援センター	TEL 092-414-5264
○門司地域窓口（門司区）	TEL 093-371-2115
○小倉地域窓口（小倉北区、小倉南区）	TEL 093-513-1212
○北九州西地域窓口（八幡東区、八幡西区、若松区、戸畑区、中間市、遠賀郡）	TEL 093-681-6222

【メンタルヘルス関連ホームページ】

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」（URL <http://kokoro.mhlw.go.jp>）

こころの悩みがある、誰かに相談したい、こころの健康問題により休職中の社員がいる、職場のメンタルヘルス対策について知りたい等、働く人のこころの健康に関するさまざまな情報を提供しています。（運営：厚生労働省）

○メンタルヘルスに関する相談機関、診療機関の名簿等の事業場外資源

労働衛生関係情報 厚生労働省ホームページ（URL <http://www.mhlw.go.jp>）

福岡労働局ホームページ（URL <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

メンタルヘルス対策等労働衛生関係の情報等を掲載しています。（運営：厚生労働省・福岡労働局）

○事業場内メンタルヘルス推進担当者テキスト ○労働者の疲労度蓄積度チェックリスト
○ストレスチェック制度について ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き など

北九州市「いのちとこころの情報サイト」（URL <http://www.ktq-kokoro.jp/>）

ストレスと上手に付き合うために、こころの病気の基礎知識など、情報や地域に特化した各種相談窓口を掲載しています。（運営：北九州市）

気軽に簡単ストレスチェック 北九州市「こころの体温計」（URL <https://fishbowlindex.jp/kitakyushu/>）

簡単な質問に答えるだけで、現在のストレスや落ち込み度が分かります。（運営：北九州市）

保健・医療・福祉・介護に関する相談窓口

1 地域包括支援センター【北九州市】

保健師等の専門職が、無料で介護保険や認知症等、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じます。詳しくは市のホームページ又は右記の 2 次元コードでご確認ください。

ホームページアドレス https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html



2 まちかど介護相談室【北九州市、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会】

介護施設等の職員が無料で介護等に関する相談に応じます（働く方も相談しやすい土日相談可の施設あり）。

詳しくは市のホームページ又は右記の 2 次元コードでご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500252.html>



【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

TEL 093-582-2060 FAX 093-582-2095

北九州商工会議所取扱の各種共済制度など

1 労働保険事務組合

労働保険（労災保険・雇用保険）に関する事務処理を事業主に代わって行います。

労働保険事務組合へ委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付等を事業主に代わって手続きしますので事務負担が軽減されます。
- ②金額に関係なく労働保険料を 3 回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入できない事業主なども労災保険に加入できます（特別加入制度）。

委託できる事務の範囲

- ・概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する手続き
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の届出等の手続き
- ・労災保険の特別加入（特別な任意加入）の申請、雇用保険被保険者の届出等の手続き
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する手続き

2 北九州商工会議所 生命共済制度

事業主や役員、従業員の事故などを対象とした共済制度です。業務上、業務外を問わず、事故死亡・病気死亡にくわえ、不慮の事故による身体の障がい・入院（5 日以上）を 24 時間保障します。

加入資格	北九州商工会議所会員事業所もしくは特定商工業者の事業主、役員およびその従業員で 14 歳 6 ヶ月超 70 歳 6 ヶ月以下の方（更新する場合に限り、75 歳 6 ヶ月までご継続いただけます）。
掛 金	掛捨て式の保険です。 掛金は年齢区分、性別、口数（最高 11 口、61 歳以上は低減）により金額が異なります。 《加入例：35 歳までの方 1 口（100 万円）につき 1 月あたり 男性 324 円、女性 283 円》
手続き等	簡単な手続きでご加入いただけます。ただし、被保険者各人の健康告知が必要です。 ・申込み：毎月 15 日まで ・効 力：毎月 15 日までの申込み分は、翌々月の 1 日から効力が発生 （ただし、第 1 回目の掛金振替（申込み翌月 22 日）ができた契約に限りです。）
保 障	業務上、業務外を問わず、安心の 24 時間保障。事故死亡・病気死亡、身体の障がいやけがの入院（5 日以上）を保障します。 また、北九州商工会議所独自の病気入院見舞金もあります。
掛金の 税務上の 取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：被保険者が経営者であれば生命保険料の控除、被保険者が従業員であれば全額必要経費に算入できます。

※ 詳しくはお問い合わせください。

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

3 退職金制度

従業員や経営者の退職金を、無理なく積み立てできる制度です。

(1) 北九州商工会議所 特定退職金共済制度（従業員の退職金積立制度）

事業主（事業所）が従業員の退職金を準備するための制度です。従業員の勤労意欲の向上や、事業の安定成長にお役立てください。

また、加入すると各種の福利厚生事業をご利用いただけます。

加入対象企業	原則として、市内にある事業主（事業所）。
加入対象者	従業員（専従者控除の対象者を除く）で、満15歳から85歳未満の方
掛金	月額1口1,000円～30口30,000円（全額事業主負担） 月払いで翌月分を指定の市内金融機関より口座振替（毎月15日）
申込み	毎月10日まで
掛金の税務上の取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：全額必要経費に計上できます。
受取人	加入従業員（被共済者）
ご利用いただける福利厚生事業	●健康診断受診料金補助サービス ●施設利用補助サービス（市民プール利用券・美術館等共通利用券） ●観劇優待サービス

※詳しくはお問い合わせください。

(2) 小規模企業共済（小規模企業の経営者の退職金）

小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社役員の方が、「事業の廃止」や「退職された」場合、「その後の生活の安定」あるいは「事業の再建」を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、『経営者の退職金』といえるものです。

制度の特色	■税制面のメリット！ 掛金が全額所得控除になります。 ■共済金の受取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。 ■納付した掛金の範囲内で貸付制度が利用できます。
加入対象者	■常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下、宿泊・娯楽業は20人以下）の個人事業主や共同経営者、会社の役員 ■事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合の役員 ■常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合の役員 ■小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
掛金	■毎月の掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）です。 ■加入後、増・減額できます。 ■掛金は、加入された方ご自身の預金口座より口座振替となります。 ■前納、半年払い、年払いもできます。

※ 詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「小規模企業共済」のホームページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

4 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金を積立てておけば貸付けが受けられる共済制度です。

加入対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
制度概要	■ 5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。 ■ 加入後も掛金月額は増額・減額ができます（ただし、減額には一定の要件が必要です）。掛金は総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した場合には掛止めもできます。
税法上の取扱い	■ 掛金は損金（法人の場合）あるいは必要経費（個人事業）に算入できます。
貸付内容	■ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。 ■ 加入後6ヶ月以上経過し、かつ6ヶ月以上の掛金を納付している場合で、取引先業者が倒産した場合に、売掛金等の回収が困難となった額と、積立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。
貸付条件	■ 無担保、無保証人です。ただし共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積立てた掛金総額から控除されます。
掛 金	■ 12ヶ月以上掛金を納付していれば任意解約でも80%以上、40ヶ月以上の場合には全額が受け取れます。

※詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済」のホームページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

【問い合わせ先】

- 1 : 北九州商工会議所 各サービスセンター  詳しくはP6
- 2・3(1) : 北九州商工会議所 会員・共済課 TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799
- 3(2)・4 : 北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759
- 《北九州商工会議所 URL <https://www.kitakyushu.or.jp/>》

第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

北九州市のホームページ

北九州市のホームページでは、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなどさまざまな情報を掲載しています。

また、事業者向けとして、「入札・契約」、「商・工業振興」、「企業等の誘致」などの情報を掲載していますので、ご利用ください。



＜主な掲載内容＞

- 入札・契約結果などに関する情報
- 北九州市の産業団地に関する情報（用地情報）
- 大規模小売店舗立地法にかかる事務手続きの方法及び届出状況のお知らせ
- 地価公示の価格表
- 危険物取扱者試験・準備講習の案内
- 各種統計資料
事業所・企業統計、工業統計、商業統計、国勢調査、家計調査、産業連関表 など

【アクセス先】

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

北九州市コールセンター（ていたんコール）

北九州市コールセンターでは、市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関するお問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

また、北九州市ホームページで「よくある質問と回答【FAQ】」を公開しています。どこにたずねたらよいかわからない時にご利用ください。

＜お問い合わせの事例＞

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業支援センターについて知りたい ■会社の創業、経営の相談について ■事業を始める際の届出について知りたい ■中小企業融資について教えてほしい ■セーフティネット保証制度について教えてほしい ■中小企業向けの研究開発・技術開発に対する補助金について知りたい | <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業向けの講座・セミナーについて知りたい ■ISO 認証取得支援について知りたい ■ごみ減量・リサイクル・生ごみ処理などについて知りたい ■観光情報を知りたい ■平日以外でも住民票や印鑑証明を受け取ることはできますか |
|--|---|

【問い合わせ先】

TEL 093-582-4894（1月1日～3日を除く8時30分～20時）

FAX 093-582-3318（年中無休、24時間）

E-mail call-center@kitakyushu-cc.jp（年中無休、24時間）